

[事案 2019-30] 先進医療給付金支払請求

・令和元年 11 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から費用総額の支払いがある旨の説明があったことを理由に、先進医療による実際の手術費用と支払われた先進医療給付金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 10 月に、白内障の治療のため多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受け、平成 22 年 9 月に契約した医療保険の先進医療特約にもとづき先進医療給付金を請求したところ、1 手術につき給付限度額である 50 万円が支払われたが、手術費用の全額は支払われなかった。しかし、以下の理由により、支払われた先進医療給付金と実際の手術費用の差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、代理店から先進医療給付金に関する給付限度額の説明は一切なかった。また、本手術にはいくつか選択肢があり、手術内容を検討中、担当者に、先進医療給付金について尋ねたところ、診断書にもとづいて手術費用の全額を保険金で支払う旨の説明があった。
- (2) 先進医療給付金額に上限のあることを事前に知っていたら、本手術は受けなかった。
- (3) 以前に保険会社から送付された、契約内容が書かれた書面には、先進医療給付金額について「自己負担した金額と同額」「治療によって 1 回 50 万円を超えてお支払いします」などと記載されている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款に、先進医療給付金の 1 回の上限額は 50 万円である旨が規定されている。
- (2) 担当者は、「先進医療特約が付加されているか」「保険会社から事前の立替払いは可能か」「保険会社から病院に対する直接払いが可能か」という申立人の質問に回答しただけであり、手術費用の全額が保険金で支払われる旨の説明はしていない。
- (3) 申立人へ送付した書面の「治療によって 1 回 50 万円を超えてお支払いします」という記載は、約款に定める特定先進医療を指す。また、「治療によって」との注意書きがあり、すべての先進医療について 50 万円を超えて支払われるという意味ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金に関する説明の内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時に代理店の説明義務違反等があったとは認められず、本手術前に代理店担当者および保険会社が申立人に対して誤った説明をしたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。